

情報処理センター業務規程の認可基準

平成 26 年 12 月 24 日制定

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成 13 年法律第 64 号。以下「法」という。）第 78 条第 1 項に規定する情報処理センターの業務規程の認可は、当該認可の申請に係る情報処理業務に関する規定が、この基準に定める要件に適合するものでなければ、してはならないものとする。業務規程の変更の申請があった場合も、同様とする。

1．情報処理業務を行う時間に関する事項

- （１）情報処理業務を実施する日及び時間が明確に定められていること。
- （２）情報処理業務を実施する日及び時間が利用者にとって著しく利便性を欠くものではないこと。

2．情報処理業務を行う事務所の所在地に関する事項

- （１）全ての事務所の所在地が定められていること。

3．情報処理業務の実施に係る組織、運営その他の体制に関する事項

- （１）情報処理業務の基本的な実施方法について定められていること。
- （２）情報処理業務を行う体制が適切に定められていること。
- （３）情報処理業務の実施に係る内部監査の実施が定められていること。
- （４）情報処理業務に関する帳簿の作成及び保存について定められていること。

4．情報処理業務に用いる設備に関する事項

- （１）情報処理業務に用いる設備の選定の方針が定められていること。
- （２）情報処理業務の見通しに合った容量、処理能力を持つ設備を保有することが定められていること。
- （３）情報処理業務の実施に関し、システムの多重化、バックアップ体制の整備に関することが定められていること。

5．電子情報処理組織の利用条件及び手続に関する事項

- （１）電子情報処理組織の利用条件に関することが定められていること。
- （２）電子情報処組織の利用に係る手続きが定められていること。
- （３）特定の者に対して、差別的な取扱いをするものでないことが定められていること。

6．電子情報処理組織の利用者への情報提供に関する事項

- (1) 情報処理業務を通じて得た登録情報（以下、「登録情報」という。）について、電気通信回線で接続されている利用者の電子計算機に通知することが可能であることが定められていること。
- (2) 電子計算機の画面等に表示された情報が、紙面に表示させることが可能であることが定められていること。
- (3) 利用者の申請に応じて、迅速に対応するものであることが定められていること。

7．電子情報処理組織の利用料金及びその収納の方法に関する事項

- (1) 電子情報処理組織の利用料金が定められていること。
- (2) 利用料金の設定に関する考え方が定められていること。
- (3) 利用料金に関し、必要な費用を前提としつつ、適正な水準で定められていること。
- (4) 利用料金の収納方法が定められていること。
- (5) 利用料金の納付に要する費用を負担する者が定められていること。
- (6) 特定の者に対して不当な差別的取り扱いをするものでないこと。

8．区分経理の方法その他の経理に関する事項

- (1) 区分経理の考え方について、情報処理業務とそれ以外を明確に区分して整理するものであることが適切に定められていること。

9．情報処理業務に関して知り得た情報の管理及び秘密の保持に関する事項

- (1) 情報処理業務の実施における秘密の保持に関する事項が定められていること。
- (2) 登録情報の漏えい対策に関する事項が定められていること。(10．と重複)
- (3) 情報処理業務の一部を委託する場合における秘密の保持に関する事項が定められていること。

10．情報処理業務に関して知り得た情報の漏えいが生じた場合の措置に係る事項

- (1) 登録情報の漏えいや喪失が発生した場合の処置に関する事項が適切に定められていること。
- (2) 登録情報の漏えいや喪失により利用者が損失を被った場合の処置に関する事項が適切に定められていること。

- (3) 登録情報の漏えいや喪失により、利用者に対し、重大な損失を与えた場合、又は与えるおそれがあると認められる場合には、主務大臣に速やかに報告することが定められていること。

1 1 . 情報処理業務に関する苦情及び紛争の処理に関する事項

- (1) 情報処理業務に関する苦情及び紛争に関する基本的な対応方針が適切に定められていること。
- (2) 情報処理業務に関する苦情及び紛争に対する対応窓口が設けられ、利用者が利用しやすいものとなっていること。
- (3) 情報処理業務に関する苦情及び紛争が、当該業務実施に重大な影響を生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、主務大臣に速やかに報告することが定められていること。

1 2 . 業務の休廃止を行った場合及び指定を取り消された場合における情報処理業務の引き継ぎその他の必要な事項

- (1) 業務の休廃止を行った場合及び指定を取り消された場合の業務の取扱いに関する事項が定められていること。
- (2) 登録情報が他の指定法人又は管理者に適切に引き渡されることが定められていること。

1 3 . その他情報処理業務の実施に関し必要な事項

- (1) 情報処理業務及びこれに附帯する業務以外の業務を行う場合は、その業務の内容が定められていること。
- (2) その他情報処理業務を公正かつ的確に実施するために必要な事項が定められていること。
- (3) その他情報処理業務を公正かつ的確に実施するにあたり、重大な支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、主務大臣に速やかに報告することが定められていること。

(以上)